

一般社団法人愛媛ビルメンテナンス協会会長 殿

愛媛労働局長

ビルメンテナンス業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

貴会におかれましては、日頃から労働行政の推進につきまして格別の御理解、御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、愛媛県内における標記災害は、死傷災害（休業 4 日以上）が近年 20 件前後の水準で増減を繰り返しているところであり、本年においては既に 2 件の死亡災害が発生したところです。

事故の型別では、「墜落・転落」が 26% を占めており、平成 17 年以降本年 6 月末までに発生した 4 件の死亡災害は、全てが「墜落・転落」によるものであり、高所作業時の墜落防止対策の徹底や、はしご・脚立等の適正な使用の徹底が急務となっています。また、死亡災害は発生していないものの、39% と最も発生率が高い転倒災害についても、その防止対策の強化が欠かせないところです。

このため、貴会におかれましては、傘下の会員事業場に対して、会報、ホームページ、会合等あらゆる機会において、別添 1 の災害分析結果及び別添 2 のリーフレット等を周知いただくとともに、下記事項に御留意の上、災害防止対策の実施を促していただくようお願いいたします。

記

1 墜落・転落災害防止対策について

- (1) 高さ 2 メートル以上の箇所で行う場合で労働者に墜落による危険を及ぼすおそれがあるときは、足場を設置する等の方法により作業床を設け、作業床の端、開口部等には、囲い、手すり等を設置すること。これらの措置が困難なときは、親綱等を設置し、労働者に安全帯を使用させること。
- (2) はしごは、損傷、腐食等のない丈夫な構造のものを使用し、転移防止措置や脚部の滑動防止措置を確実に行うこと。また、昇降時は物を持たず、正面を向いて昇降すること。
- (3) 脚立は、損傷、腐食等のない丈夫な構造で、開き止めのあるものを使用し、踏み面のないものは単独使用しないこと。

2 転倒災害防止対策について

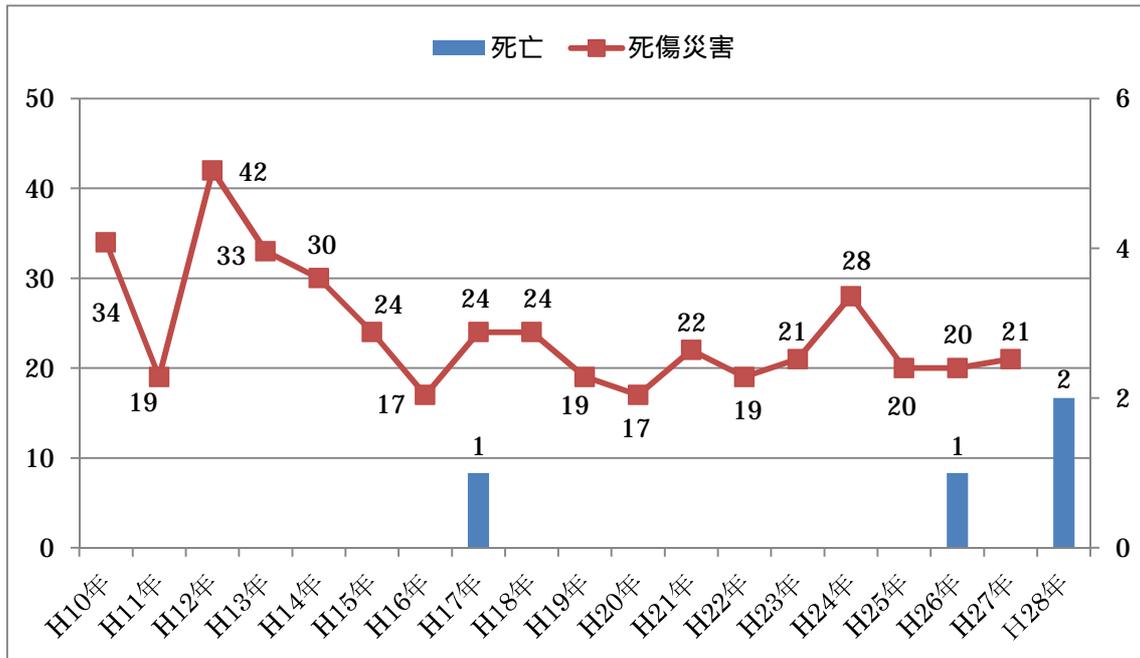
- (1) 「滑り」及び「つまづき」を防止するため、床の濡れ等を拭き取る、通路に置いてあるものを片付けるなど、4 S（整理・整頓・清掃・清潔）を徹底すること。
- (2) 滑り止めのある靴を履かせて業務を行わせること。

ビルメンテナンス業における労働災害発生状況（休業4日以上）

愛媛労働局

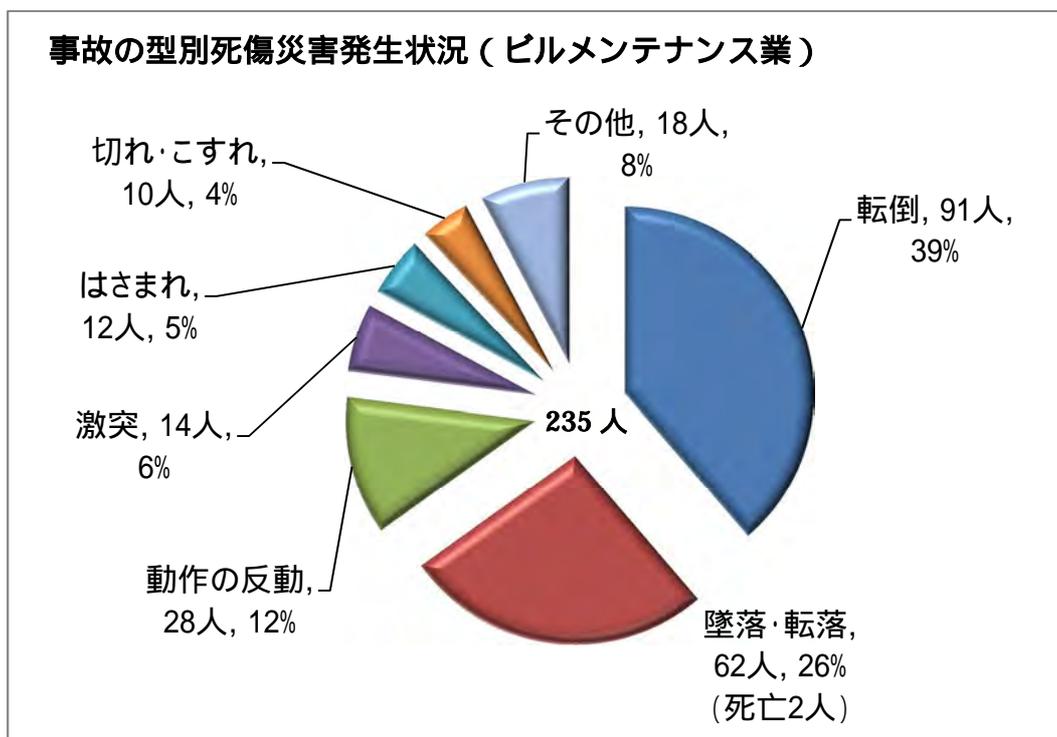
1 年別発生状況（平成10年～平成28年）

愛媛県におけるビルメンテナンス業の労働災害（休業4日以上）は、近年、20件程度で増減を繰り返している。死亡災害は、平成26年に1件、平成28年に2件発生した。

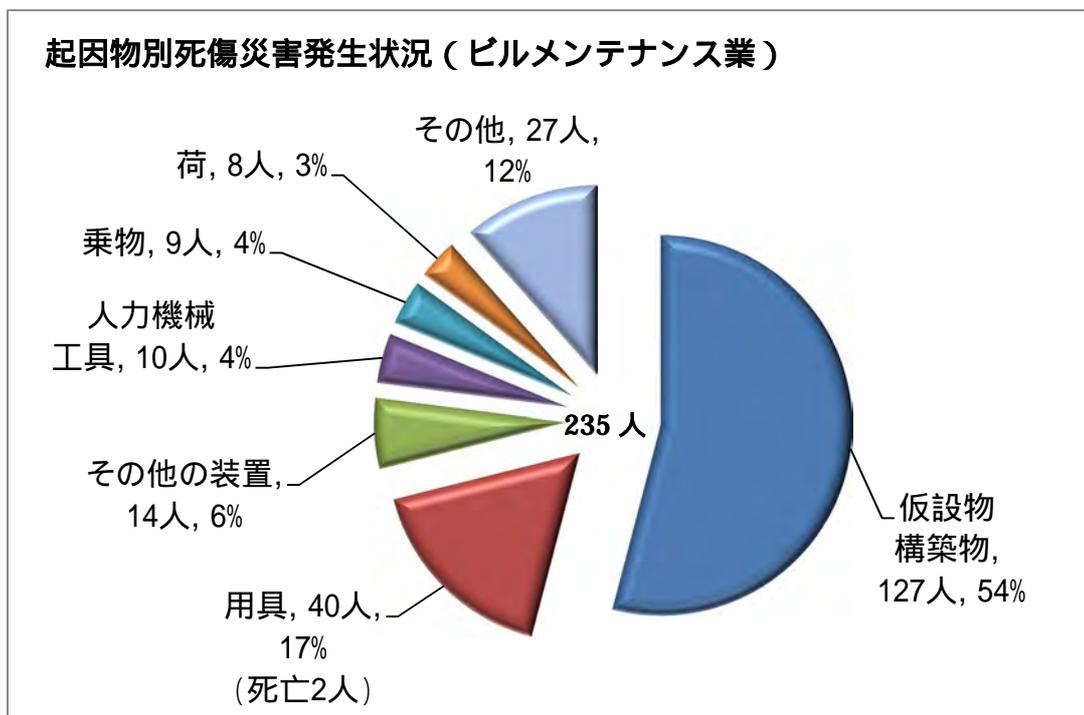


2 事故の型別死傷災害発生状況（ビルメンテナンス業）

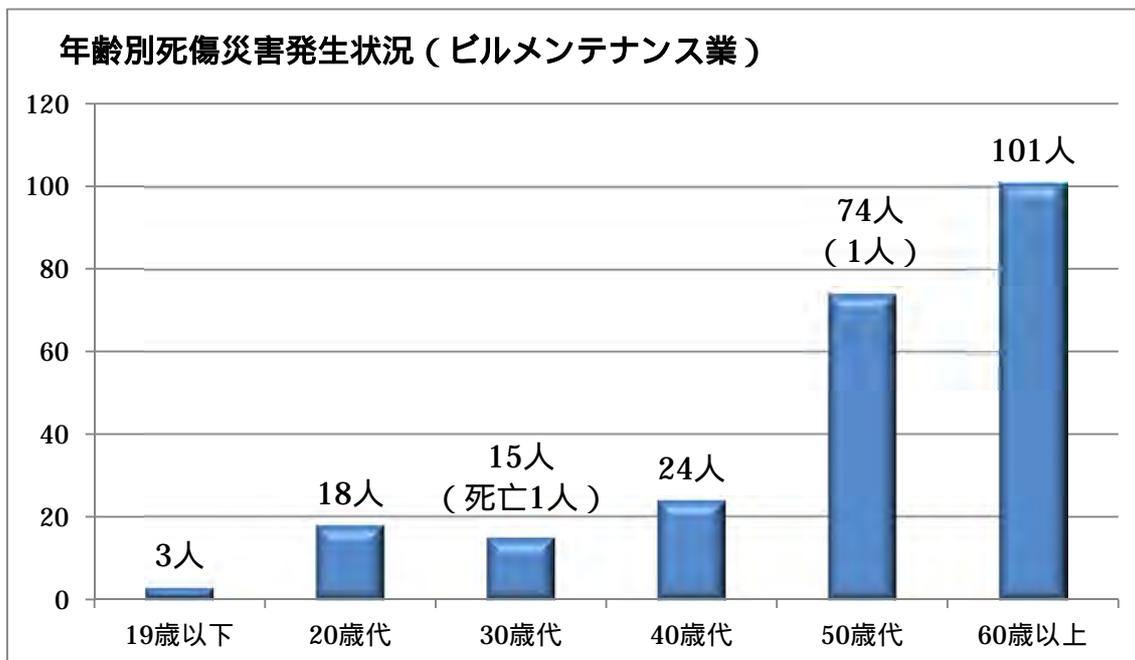
（平成17年から平成27年、以下同じ。）



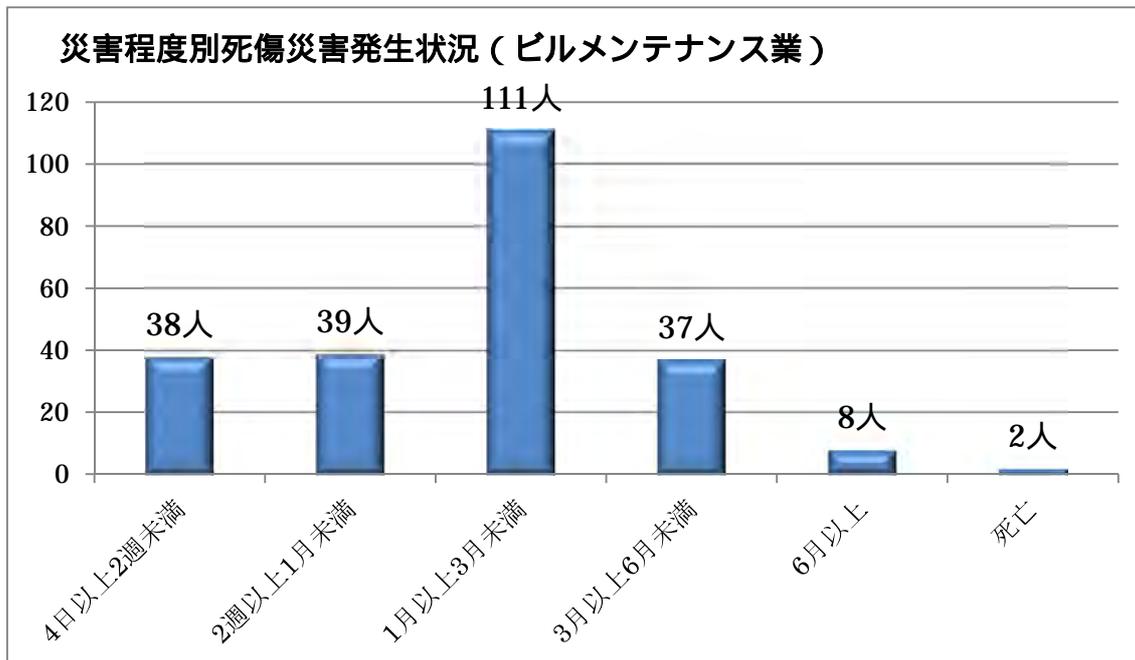
3 起因物別死傷災害発生状況（ビルメンテナンス業）



4 年齢別死傷災害発生状況（ビルメンテナンス業）



5 災害程度別死傷災害発生状況（ビルメンテナンス業）



ビルメンテナンス業死亡災害事例（平成17年以降）

発生年月	災害発生状況	事故の型 起因物
平成17年11月	建築物2階の窓ガラス枠にはしごを立て掛けて窓を拭いていたところ、はしごが傾き倒れ、約4メートル下の地面に墜落した。（54歳、男性）	墜落・転落 はしご等
平成26年5月	建築物の窓ガラスを拭くため、窓枠にはしごを立て掛けてはしごを上っていたところ、はしごが傾き倒れ、約5メートル下の地上に墜落した。（34歳、男性）	墜落・転落 はしご等
平成28年1月	ビル4階の底上で窓拭き作業に従事していた労働者が、約10メートル下の地面に墜落した。（61歳、男性）	墜落・転落 建築物等
平成28年6月	貯水槽の点検・清掃作業準備のため、貯水槽の上で作業していた労働者が、約5メートル下の地面に墜落した。（46歳、男性）	墜落・転落 装置・設備

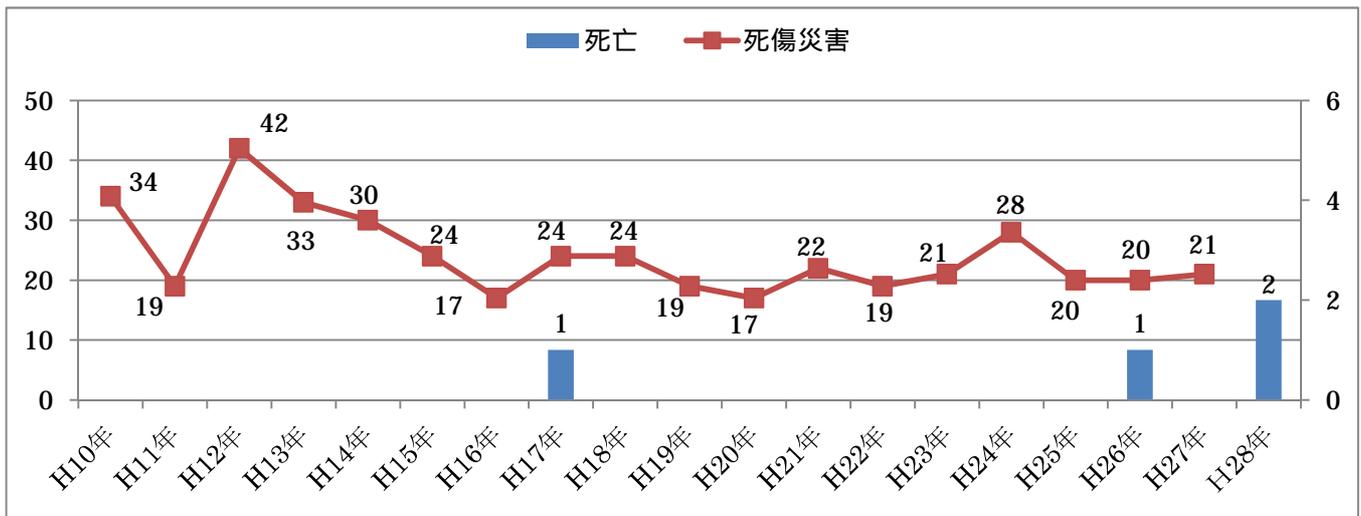


ビルメンテナンス業の皆様へ

【墜落災害、転倒災害を防ぎましょう】

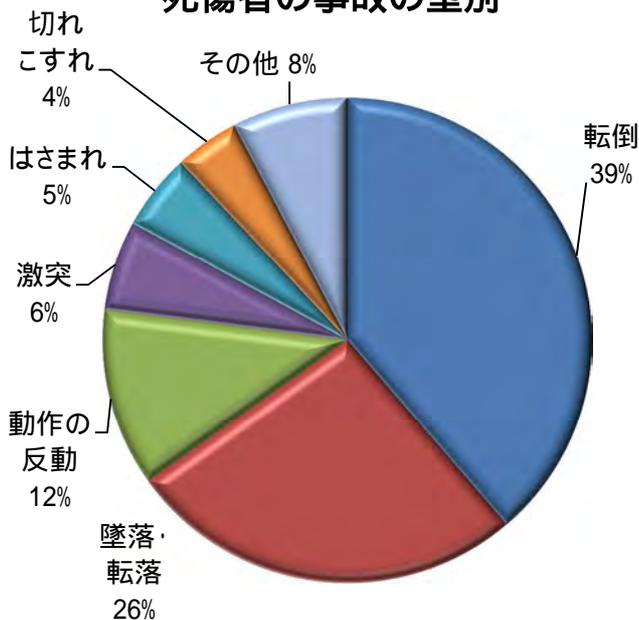
愛媛県におけるビルメンテナンス業の労働災害は近年、増減を繰り返しています。死亡災害は、平成 26 年に 1 件、平成 28 年に 2 件発生しています。

ビルメンテナンス業の労働災害の推移

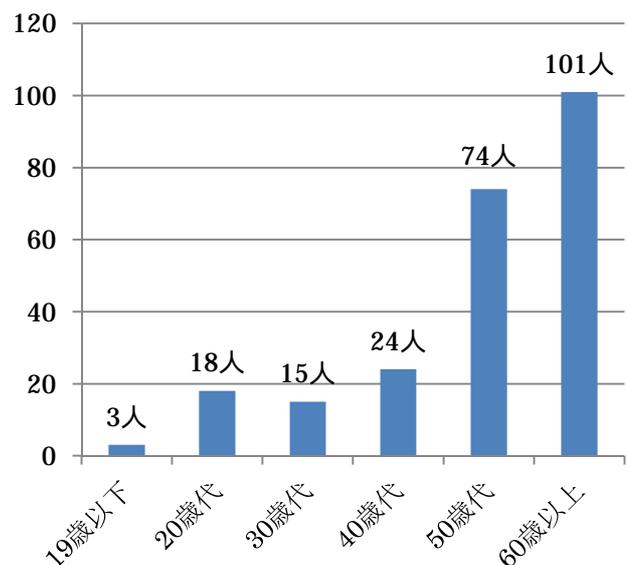


死傷災害（平成 17 年～27 年の 235 人）の事故の型別では、転倒が 39%、墜落・転落が 26%を占めています。また、年齢別では 60 歳以上が 43%を占めています。

死傷者の事故の型別



死傷者の年齢別



1 墜落災害防止対策を徹底しましょう

- (1) 近年の死亡災害4件は、全て高所作業中に墜落したものです。
- (2) 死傷災害では、はしご・脚立等の使用方法に問題があったものが多く発生しています。

墜落・転落災害防止のポイント

1. **高さ2メートル以上の箇所**で作業を行う場合は、**足場を設置**する等により作業床を設け、作業床の端、開口部等には、**囲い、手すり**等を設置しましょう。これらの措置が困難な場合は、労働者に**安全帯**を使用させましょう。
2. **はしご**は、損傷、腐食等のない丈夫な構造のものを使用し、**転移防止措置**や**脚部の滑動防止措置**を確実に行いましょう。また、はしごの昇降時は物を持たず、正面を向いて昇降しましょう。
3. **脚立**は、損傷、腐食のない丈夫な構造で、開き止めのあるものを使用し、踏み面のないものは単独で使用しないようにしましょう。
4. **ロープ高所作業**を行う場合は、ライフラインの設置、作業計画の策定、特別教育の実施等に留意しましょう。(労働安全衛生規則が改正され、平成28年1月1日から施行されています。)

「ロープ高所作業について」: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093057.html>

2 転倒災害を防止しましょう

転落災害防止のポイント

1. 「**滑り**」「**つまづき**」を防止するため、床の濡れ等を拭き取る、通路に置いてあるものを片付けるなど、**4S「整理・整頓・清掃・清潔」**を徹底しましょう。
2. **滑り止めのある靴**を履かせて業務を行わせましょう。

「STOP! 転倒災害プロジェクト」: <http://www.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

ビルメンテナンス業の死亡災害事例

事故型	起因物	年齢	性別	概要
墜落・転落	はしご等	54	男	建築物2階の窓ガラスにはしごを立て掛けて窓を拭いていたところ、はしごが傾き倒れ約4メートル下の地面に墜落した。
墜落・転落	はしご等	34	男	建築物の窓ガラスを拭くため、窓枠にはしごを立て掛けてはしごを上がっていたとき、はしごが傾き倒れ、約5メートル下の地面に墜落した。
墜落・転落	建築物等	61	男	ビル4階の底上で窓拭き作業に従事していた労働者が、約10メートル下の地面に墜落した。
墜落・転落	装置・設備	46	男	貯水槽の点検・清掃作業準備のため、貯水槽の上で作業していた労働者が、約5メートル下の地面に墜落した。